

牧之原市災害時要配慮者避難支援計画

静岡県牧之原市

平成20年3月

(令和6年3月 一部改訂)

目 次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 構成	1
4 避難支援体制の整備方針	1
(1) 対象者	1
(2) 対象災害・地域	2
5 推進体制	2
6 関係機関等の役割	4
(1) 市の役割	4
(2) 自治会、自主防災組織の役割	4
(3) 民生委員・児童委員の役割	5
(4) 社会福祉協議会の役割	5
(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	5
(6) 消防本部の役割	6
(7) 避難所施設の役割	6
(8) 県健康福祉センターの役割	6
(9) 県地域防災局の役割	7

第2章 要配慮者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成	8
(1) 避難行動要支援者名簿の目的	8
(2) 避難行動要支援者名簿の対象者	8
(3) 情報収集方法	9
(4) 収集する内容	9
2 避難行動要支援者名簿の提供、管理	9
(1) 避難行動要支援者名簿の提供先	9
(2) 避難行動要支援者名簿の適正管理	10
(3) 避難行動要支援者名簿の更新	10
3 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用	10

第3章 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

1 避難行動要支援者の把握	11
2 個別避難計画の作成	11

(1) 個別避難計画の作成方法	11
(2) 個別避難計画の内容	11
3 個別避難計画の共有、管理	12
(1) 個別避難計画の共有の範囲	12
(2) 個別避難計画の適正管理	12
4 個別避難計画の確認	12

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制	14
(1) 市における避難支援体制	14
(2) 地域における避難支援体制	14
(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備	14
(4) ボランティア等との連携	14
2 情報伝達体制の整備	15
(1) 要配慮者への情報伝達	15
(2) 避難支援者への情報伝達	15
(3) 避難支援関係機関への情報伝達	15
3 要配慮者の避難支援方法等の普及	17
4 避難支援訓練の実施	17
5 安否確認情報の収集体制	17
(1) 個別避難計画登録者の安否情報の収集	17
(2) 避難支援者からの報告	17

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要配慮者支援体制	18
(1) 開設の周知	18
(2) 避難所の要配慮者班との連携	18
(3) 支援体制の確認	18
(4) 優先的支援の実施	18
2 福祉避難所	19
(1) 福祉避難所について	19
(2) 福祉避難所の確保	19
(3) 設置・運営等	19

用語解説	20
------------	----

様式

様式 1	避難行動要支援者名簿	22
様式 2	避難行動要支援者登録申請書兼個別避難計画	23
様式 3	災害時の避難施設として社会福祉施設等	25
	を使用することに関する協定書を締結した福祉避難所一覧表	

参考資料

参考資料 1	要配慮者の特徴	26
参考資料 2	要配慮者の非常持出品（例）	37

本文中※印が付いている用語については「用語解説」に説明があります。

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進に当たっては総合的な取組が重要であり、中でも、要配慮者※の避難支援対策は大きな課題となっている。

市は、風水害や地震等の災害に備え、要配慮者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要配慮者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、災害時要配慮者避難支援計画※（以下「避難支援計画」という。）を作成する。

2 位置づけ

避難支援計画は、「牧之原市地域防災計画」中の要配慮者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 構成

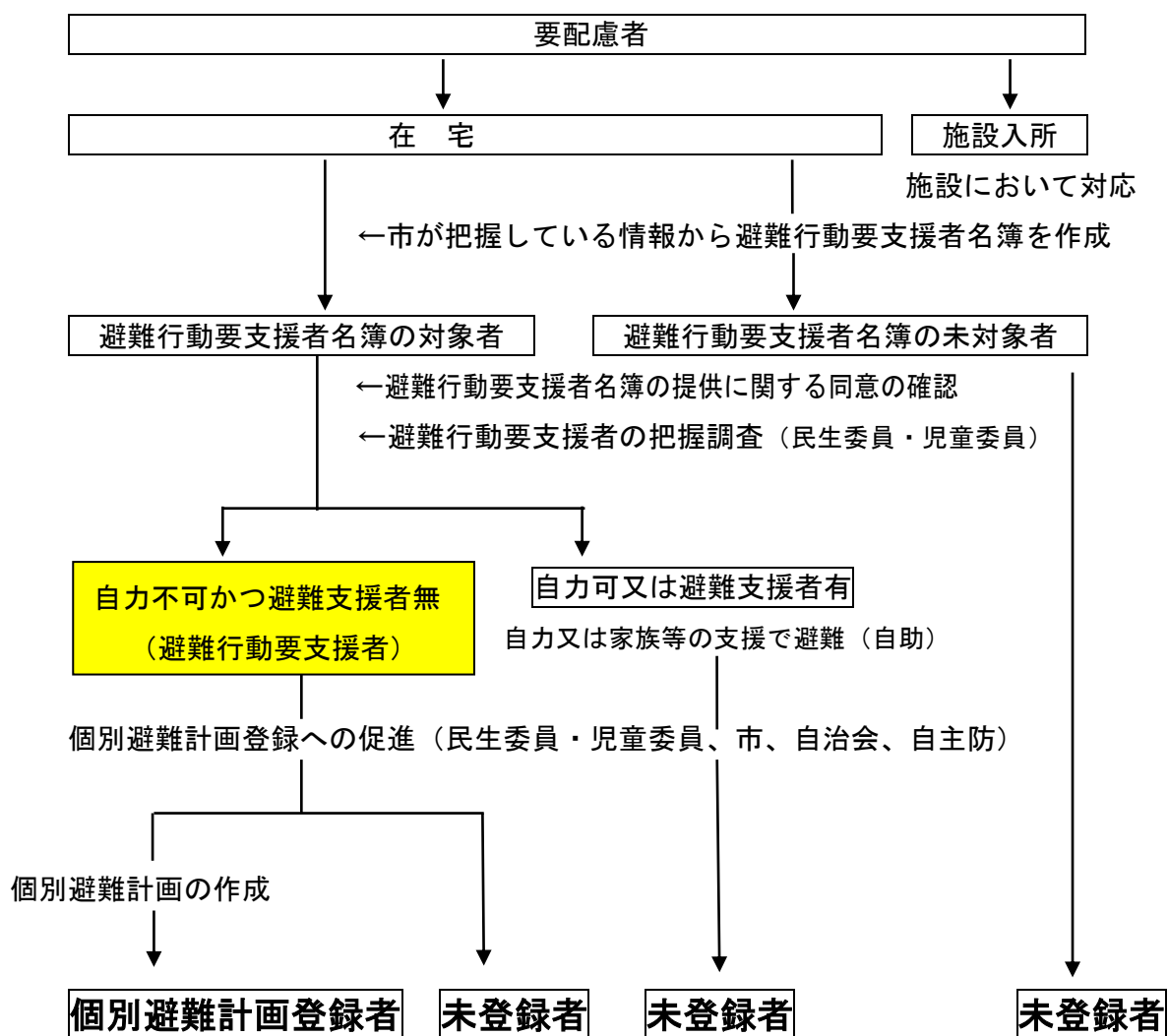
避難支援計画は、要配慮者の避難支援に関する「全体的な考え方」と「避難行動要支援者一人一人に対する避難支援計画」（以下「個別避難計画」という。）で構成する。

4 避難支援体制の整備方針

（1）対象者

要配慮者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者（以下「避難行動要支援者」※という。）について、重点的・優先的に進める。

個別避難計画の対象者



重点的・優先的に支援体制の構築を推進…地域、民生委員・児童委員、市、県が連携して支援

（２）対象災害・地域

避難支援計画は、風水害、地震、原子力等全ての災害を対象とし、対象地域は、市内全域とする。

５ 推進体制

市は、要配慮者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部局を中心に、福祉担当部局と防災担当部局で構成する要配慮者班※を設置する。

要配慮者班は、関係機関と連携し、要配慮者の避難支援対策を推進する。

要配慮者班

【位置付け】

平常時は、市の防災担当部局及び福祉担当部局等による横断的なプロジェクトチームとして設置する。

災害時は、市災害対策本部の福祉担当部局内に設置する。

【構成】

平常時は、福祉班長（福祉担当部課長）、班員（福祉担当者、防災担当者）で構成するが、避難支援体制の整備推進に当たっては、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会等の関係者の参加を得ながら進める。

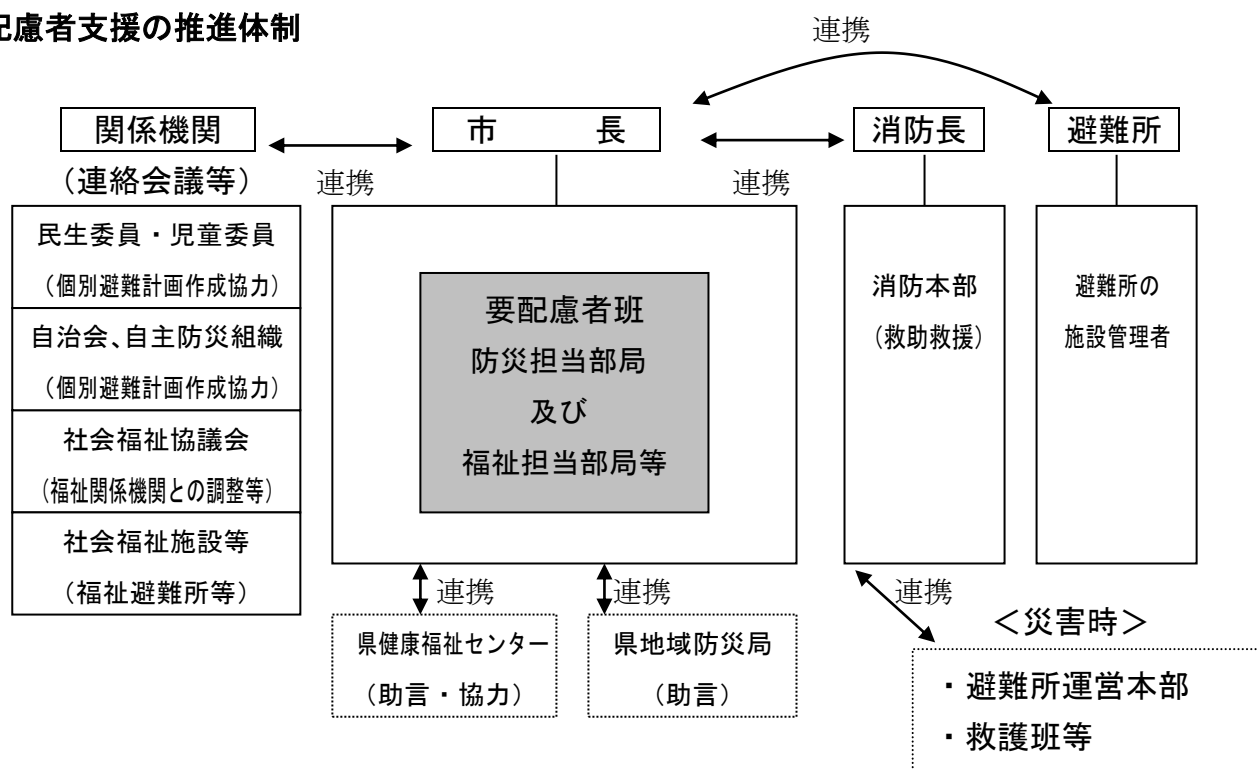
災害時は、基本的に市災害対策本部の福祉担当部局で構成する。

【業務】

平常時は、要配慮者情報の共有化、避難支援計画の策定、要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行う。

災害時は、避難情報※等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所に設置される要配慮者班※等との連携・情報共有、単独の避難所では対応できない場合の広域調整等を行う。

要配慮者支援の推進体制



6 関係機関等の役割

(1) 市の役割

① 市福祉担当部局

<平常時>

ア 要配慮者班の設置

イ 障がいのある人等の要配慮者に関する各種情報に基づき作成する避難行動要支援者名簿※の作成

ウ 避難行動要支援者名簿の提供に関する同意の確認及び民生委員・児童委員への提供

エ 避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携して実施）

オ 個別避難計画作成のための同意の働きかけ

カ 個別避難計画作成についての広報等

キ 避難所（福祉避難所※）の支援体制の確保

ク 要配慮者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施

ケ 避難情報等の情報伝達体制の整備

コ 要配慮者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

<災害時>

ア 市災害対策本部の福祉担当部局内に要配慮者班を設置

イ 避難・安否確認の状況把握

ウ 避難所（福祉避難所）の運営支援

エ 避難所の要配慮者班との連携した要配慮者支援

② 市防災担当部局の役割

<平常時>

ア 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の共有

イ 個別避難計画作成についての広報等

ウ 要配慮者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施

エ 避難所（福祉避難所）の指定及び協定の締結

(2) 自治会、自主防災組織の役割

<平常時>

ア 個別避難計画の共有

イ 避難行動要支援者の把握調査への協力

- ウ 市の実施する個別避難計画作成への協力
- エ 個別避難計画の新規登録、変更・修正に関する市への協力

＜災害時＞

- ア 個別避難計画登録者及び避難支援者への避難情報等の伝達
- イ 個別避難計画登録者への避難支援と安否確認への協力
- ウ 避難所（福祉避難所）の運営支援

（３）民生委員・児童委員の役割

＜平常時＞

- ア 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
 - （１）個別避難計画作成のための同意について、避難行動要支援者への働きかけ
 - （２）市の実施する個別避難計画作成への協力
 - （３）個別避難計画の新規登録、変更・修正に関する市への情報提供

＜災害時＞

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難情報等の伝達への協力
- イ 避難行動要支援者の避難支援と安否確認への協力

（４）社会福祉協議会の役割

＜平常時＞

- ア 災害ボランティア組織の形成、育成等地域福祉の推進
- イ 個別避難計画作成のための同意について、関係団体等への働きかけ
- ウ 避難支援者の選定に関する関係機関の連絡調整への協力（関係機関からの選定が必要となった場合）

＜災害時＞

- ア 市災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入・派遣調整
- イ 在宅サービス利用者の安否確認
- ウ 他機関との連絡調整

(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

<平常時>

- ア 在宅の要配慮者の個別避難計画作成のための同意への協力及び情報提供（通所）
- イ 在宅の要配慮者の避難支援（移動手段）への協力（通所・入所）
- ウ 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力（通所・入所）

<災害時>

- ア 要配慮者の受入（通所・入所）

(6) 消防本部の役割

<平常時>

- ア 要配慮者の避難支援体制整備への協力

<災害時>

- ア 救援・救助及び安否確認等への協力

(7) 避難所施設の役割

<平常時>

- ア 避難所の施設管理者として、要配慮者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認
- イ 避難所の要配慮者支援に関する訓練・研修への協力

<災害時>

- ア 要配慮者支援に関する避難所管理上の調整

(8) 県健康福祉センターの役割

<平常時>

- ア 市への難病患者名簿の提供
- イ 個別避難計画作成のための同意について、難病患者への働きかけ
- ウ 個別避難計画作成への協力、情報提供
- エ 関係機関とのネットワークの構築

<災害時>

- ア 難病患者の安否確認への協力、健康状態の把握
- イ 避難後の要配慮者支援に関する連絡調整及び支援

(9) 県地域防災局の役割

＜平常時＞

- ア 情報伝達体制の整備に関する助言
- イ 個別避難計画作成に関する助言
- ウ 避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練に関する助言

＜災害時＞

- ア 静岡県災害対策本部方面本部各班の対策に関する調整

第2章 要配慮者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成

市福祉担当部局は、把握している障がいのある人等の要配慮者に関する各種情報に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の把握調査及び個別避難計画作成促進の目的に限定し使用する。

(2) 避難行動要支援者名簿の対象者

一般に、障がいのある人等の要配慮者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当数含まれているため、市は、以下に規定する在宅の要配慮者を対象として、被災リスクの高い要配慮者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、避難行動要支援者名簿を作成する。

	対象者	担当課
ア	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者	市介護保険担当課
イ	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者	市障害福祉担当課
ウ	「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちA1・A2の判定を受けている者	市障害福祉担当課
エ	県から情報提供される特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者	県中部保健所担当課
オ	前各号に準じる状態にある者	

(3) 情報収集方法

市は、災害対策基本法第 49 条の 10 第 3 項「市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」に基づき福祉担当部局において把握している以下の台帳等に搭載されている情報を避難行動要支援者名簿作成のために内部利用する。

- ア 要介護・要支援認定台帳
- イ 身体障害者手帳交付台帳
- ウ 療育手帳交付台帳

また、同法第 49 条の 10 第 4 項「市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。」の規定に基づき、以下の情報を県健康福祉センターから情報を受ける。

- エ 難病患者名簿

(4) 収集する内容

避難行動要支援者名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式は様式 1 のとおりとする。

- ア 氏名（フリガナ）
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 年齢
- オ 住所
- カ 電話番号
- キ 支援を必要とする事由

2 避難行動要支援者名簿の提供、管理

(1) 避難行動要支援者名簿の提供先

市福祉担当部局は、避難支援体制を整備するため、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に基づき、避難行動要支援者名簿を市防災担当部局と共有するとともに、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者※に提供する。

(2) 避難行動要支援者名簿の適正管理

避難行動要支援者名簿の原本は市福祉担当部局が保管し、副本は名簿の提供を受けた者が保管する。

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の把握調査及び個別避難計画作成促進の目的にのみ利用とする。

また、避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、名簿を保管する者は個人情報保護について、守秘義務を遵守するとともに名簿の複写の禁止や不要になった名簿を返還するなど情報の適正管理を徹底する。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

市福祉担当部局は、毎年、避難行動要支援者名簿の更新を行い、市防災担当部局と共有するとともに、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供する。

3 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

市は、災害発生時において介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要配慮者の居住状況等の情報を安否確認、救出救助に活用する。

第3章 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

1 避難行動要支援者の把握

市は、民生委員・児童委員及び自治会、自主防災組織等とともに状況を調査し、個人情報保護に配慮しながら、避難行動要支援者を把握する。

2 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成方法

市は、避難行動要支援者について、民生委員・児童委員及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、個別避難計画作成に同意するよう働きかけ、同意が得られた者について個別避難計画を作成する。また、個別避難計画に本人記載ができない場合は、家族等の意志の確認により家族または民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が代筆することができるものとする。

(2) 個別避難計画の内容

個別避難計画の作成に当たっては、本人同意により避難支援者、避難所、避難方法等について確認する。

個別避難計画には、以下の内容を支援情報として可能な範囲において記載するものとし、様式は様式2のとおりとし、必要に応じて様式は変更できるものとする。

ア 居住状況

居住建物の建築時期、構造、耐震診断、家具の固定等の状況を記載するとともに、普段の居室、寝室の位置等の見取り図を記載する。

イ 避難支援者

避難支援者は、本人の意思を考慮しながら、隣組等のできるだけ身近な人から複数選定する。

隣組等の中で個人的避難支援者を選定することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、避難支援者を選定するとともに、選定された避難支援者は、個別避難計画登録者との信頼関係の醸成に努めるものとする。

避難支援者は、災害等において仮に個別避難計画登録者が死傷等してもその責を負うものではない。

ウ 情報伝達の流れ

誰からどのような手段で情報が伝えられるかなど、情報伝達経路及び伝達手段を明記する。

エ 情報伝達での留意事項

「聴覚障がいがあるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等の留意事項を明記する。

オ 避難時に携行する医薬品等

継続的に服薬する必要がある場合などに、必要な医薬品等の名称や分量、服用方法等の情報や掛かりつけ医療機関名等を明記する。

カ 避難誘導時の留意事項

自力歩行が困難で車椅子が必要であるなどの個別避難計画登録者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

キ 避難先での留意事項

聴覚障がいがあるため文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

ク 避難場所

避難場所は、できるだけ福祉避難所などの要配慮者に配慮された場所とする。

3 個別避難計画の共有、管理

(1) 個別避難計画の共有の範囲

個別避難計画の原本は、市福祉担当部局が保管し、副本は、市防災担当部局、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織が共有する。

(2) 個別避難計画の適正管理

個別避難計画を保管する者は、災害時及び各種訓練等の避難支援目的以外に個別避難計画を使用してはならない。

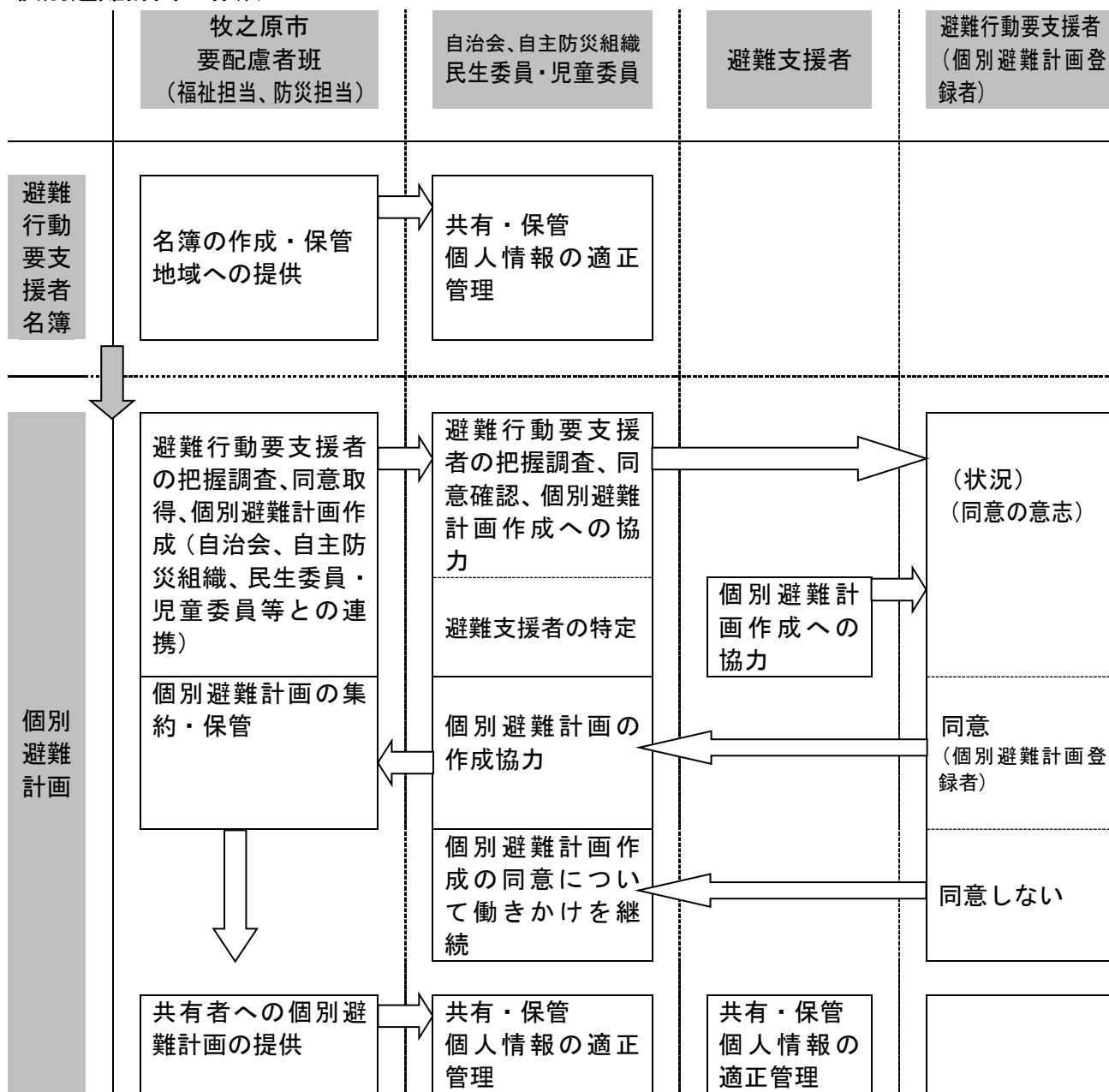
また、個別避難計画を保管する者は、個別避難計画登録者の同意した者以外が閲覧することのないよう、覚書に基づき、保管・取り扱いに十分配慮する。

4 個別避難計画の確認

個別避難計画登録者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別避難計画の内容について事前に確認するものとする。

また、市は、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等の協力を得て、毎年個別避難計画の内容について確認する。内容に変更がある場合、市福祉担当部局は、保有する個別避難計画を修正するとともに、市防災担当部局、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織の情報共有者の個別避難計画を正しい情報に更新する。

個別避難計画の作成フロー



※ 避難支援者が誰であるかによって同意が得られることもあるため、同意取得と個別避難計画作成は同時に行う。

避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成、共有

区分		市		自治会、 自主防災 組織	民生委員・ 児童委員	避難支援者	社会福祉協議会、 消防等の救援機関、 社会福祉施設 等
		防災	福祉				
避難行動 要支援者名簿	作成	×	◎	×	×	×	×
	共有	○	○	○	○	×	必要に応じ提供
個別避難計画	作成	○	◎	○	○	協力	必要に応じ協力
	共有	○	○	○	○	×	本人同意の範囲内

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 市における避難支援体制

市は、要配慮者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等市の体制を整備する。

また、災害時に、市災害対策本部の福祉担当部局を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要配慮者に対する避難支援体制を整えとともに、避難情報が発令される等避難が必要な段階においては、個別避難計画登録者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、福祉担当部局内に、要配慮者避難支援の相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制

避難支援者は、災害発生時に、個別避難計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは自治会、自主防災組織へ連絡するものとする。また、自治会、自主防災組織においても支援が実施できないときは、市災害対策本部へ連絡することとする。

市、消防団、自治会、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、個別避難計画登録者の居宅が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、自治会、自主防災組織または市災害対策本部へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前に、要配慮者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

(4) ボランティア等との連携

市、牧之原市社会福祉協議会及び自治会、自主防災組織は、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連携に配慮する。

2 情報伝達体制の整備

(1) 要配慮者への情報伝達

市は、防災行政無線のほか、行政無線の戸別受信機やファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要配慮者へ避難情報等の防災情報を提供する。視覚・聴覚障がいのある人への情報伝達については、携帯電話メールやLINE等を活用をする。

また、発令された避難情報等が要配慮者を含めた住民に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

<情報伝達手段>

- ア 防災行政無線の活用（戸別受信機等）
- イ ファクシミリの活用
- ウ 携帯電話メール（まきのはら Tea メール）、市公式LINEの活用
- エ 放送事業者への情報提供
- オ 広報車・消防団等による広報

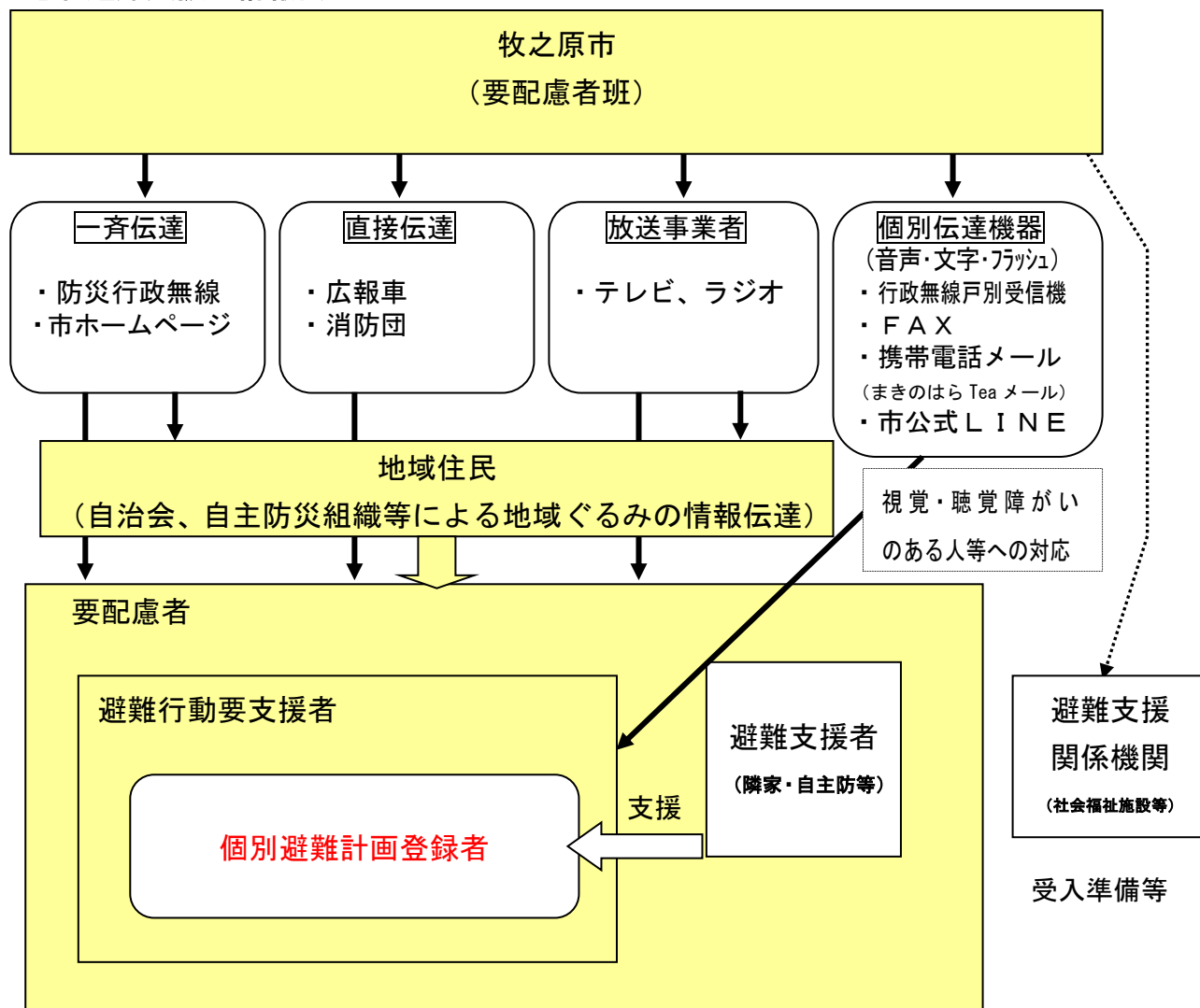
(2) 避難支援者への情報伝達

市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難情報等の防災情報を伝達する。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要配慮者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要配慮者支援体制の確保に努める。

要配慮者避難支援の情報伝達イメージ



視覚・聴覚障がいのある人に対する情報伝達方法

障がいのある人	受信者の状況		情報伝達手段
聴覚障がいのある人 及び中途失聴・難聴者	在 宅		TV文字放送等
			F・Net (FAX)
	屋 外 活 動	携帯電話利用者	携帯電話メール・LINE
		携帯電話非利用者	電光掲示板、見えるラジオ等
視覚障がいのある人	在宅及び屋外		同報無線（屋外、個別）、ラジオ等 携帯電話メール、LINE音声サービス

3 要配慮者の避難支援方法等の普及

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、地域住民、自治会、自主防災組織等に対し、要配慮者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、要配慮者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

4 避難支援訓練の実施

市は、要配慮者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、各種訓練等において個別避難計画登録者の避難支援訓練を実施する。

5 安否確認情報の収集体制

(1) 個別避難計画登録者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所等において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所等に避難しない個別避難計画登録者も多いことから、避難所等においてだけでは安否情報の収集は難しい側面がある。このため、市は、市災害対策本部の福祉部局内に安否情報収集窓口を設置し、個別避難計画登録者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、個別避難計画登録者を避難先へ移送した場合や個別避難計画登録者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所等又は市災害対策本部に報告するものとする。

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要配慮者支援体制

(1) 開設の周知

市は、防災情報に基づき、早期に避難所等の開設を行う。

開設に当たっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難所の要配慮者班との連携

市は、市災害対策本部の福祉担当部局が中心となり、自治会、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力により各避難所に設置される要配慮者班と連携し、避難所において必要となる要配慮者支援に関する相談や要配慮者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

(3) 支援体制の確認

市福祉・防災担当部局及び避難所の施設管理者は、平常時から、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要配慮者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

市福祉・防災担当部局は、平常時から、自治会、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て、各避難所において要配慮者班に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、自治会、自主防災組織、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要配慮者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

(4) 優先的支援の実施

避難所の要配慮者班は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応するものとする。

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所について

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

協定を結んだ、福祉避難所一覧は別紙様式3のとおりである。

(2) 福祉避難所の確保

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3) 設置・運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

また、災害時は、別に定める避難所運営マニュアルにより、福祉避難所の設置・運営を行う。

用語解説

【要配慮者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者。

一般的に高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等があげられている。

【災害時要配慮者避難支援計画】

風水害や地震等の災害に備え、要配慮者の避難支援を時迅速かつ的確に行うために、牧之原市地域防災計画の要配慮者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化した計画。

平常時からの要配慮者情報の把握・共有、個別避難計画の作成、避難誘導・安否確認体制、避難所等での支援体制等に係る行動等を明記している。

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者。

【要配慮者班】

要配慮者の支援のため、市に設置する部局横断的な対策班。平常時は、福祉・防災関係部局の横断的なプロジェクトチームであり、要配慮者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行うとともに、災害時は、災害対策本部の中の福祉担当部門に設置し、個別避難計画登録者の避難や避難後の支援などの業務を行う。

【避難情報】

避難情報は、人的被害の発生の可能性が高まったと判断された時点で、避難指示の前段階で発表される避難情報で、市の「避難情報等の判断・伝達マニュアル」にその判断基準を示すこととされている。

避難に時間を要する要配慮者の避難行動の開始と避難支援者の個別避難計画登録者への避難支援の開始を求めるとともに、その他の人々に避難準備を求めるもので、内閣府、消防庁等関係省庁等による「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）において提言され、国の防災基本計画に位置づけられた。

県においても、静岡県地域防災計画に位置づけており、各市町においても市町地域防災計画へ位置づける必要があるとされている

【避難所の要配慮者班】

避難所における要配慮者のニーズの把握や支援を検討するため、各避難所に設置される活動班の一つで、要配慮者用窓口の設置や要配慮者の避難状況の把握、要配慮者の状況・ニーズの把握等を行う。

避難所の運営は、基本的に自治組織によって行われるため、要配慮者班も、避難者を中心として自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力により設置される。

【避難行動要支援者名簿】

災害時に自ら避難することが困難な人の避難支援の基礎となる名簿をいう。

【福祉避難所】

要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所。

施設がバリアフリー化されている等要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとなる。市は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、要配慮者に配慮した避難所の確保に努める必要がある。

災害救助法が適用された場合、県の委任を受けた市が福祉避難所を設置した場合、おおむね 10 人の要配慮者に 1 人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができることとされている。

【避難支援等関係者】

避難行動要支援者の避難の実施に関係する者。地域防災計画には消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者とされている。

牧之原市避難行動要支援者登録申請書兼個別避難計画

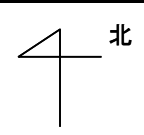
私は、災害時における避難支援を受けたいため、避難行動要支援者名簿への登録及び個別避難計画の作成を希望します。

また、災害時における私の避難支援活動に役立てるため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を平常時から市役所（福祉部局・防災部局）及び自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供することに同意します。

年 月 日

本人氏名

(代筆者氏名：)

自主防 (区・町内会)		民生 委員		電話 F A X	
事 由	独居高齢、ねたきり、介護認定、認知症、高齢世帯、身体障害、知的障害、精神障害、難病、その他 ()				
住 所			(組名または班名)	電話 F A X メールアドレス	
フリガナ 氏 名			(男・女)	生年月日	明治・大正 昭和・平成 令和 年 月 日
緊急時の家族等の連絡先					
氏名	(続柄：)	住所		電話番号	
氏名	(続柄：)	住所		電話番号	
家族構成等		居住建物			
		建築時期		構造	木造 ・ その他
		耐震診断	実施・未実施	家具の固定	あり ・ なし
		見取り図 (普段いる部屋、 寝室の位置等) 			
特記事項					
緊急通報システム あり (警備会社の名称) なし					
避難支援者					
氏名			住所		電話番号
氏名			住所		電話番号
氏名			住所		電話番号

(裏)

情報伝達の流れ 牧之原市役所 → 自主防災会 (要配慮者支援班) → 避難支援者 → 避難行動要支援者 (登録者本人)
情報伝達での留意事項
避難時に携行する医薬品名等 () かかりつけ医療機関 () 既往症 ()
避難誘導時の留意事項
避難先での留意事項
避難場所
備 考

災害等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書を締結した福祉避難所一覧 様式 3

番号	施設名称	所在地	協定 締結日	施設分類
1	養護老人ホーム 相寿園	牧之原市菅ヶ谷1042	平成19年7月31日	高齢者施設
2	特別養護老人ホーム 聖ルカホーム	牧之原市坂口2766-1	平成26年3月27日	高齢者施設
3	特別養護老人ホーム 相良清風園	牧之原市西萩間695-6	平成19年1月	高齢者施設
4	特別養護老人ホーム うたしあ	牧之原市道場43	平成19年1月24日	高齢者施設
5	特別養護老人ホーム 海山荘	牧之原市片浜1013-1	平成19年1月24日	高齢者施設
6	軽費老人ホーム ケアハウスたきび塾	牧之原市大江423	平成19年1月24日	高齢者施設
7	介護老人保健施設 はるかぜ	牧之原市菅ヶ谷1240-1	平成19年1月24日	高齢者施設
8	地域密着型特養 グレイス	牧之原市坂口5623-1	平成26年3月27日	高齢者施設
9	認知症グループホーム サンシティはいばら	牧之原市仁田563-1	平成26年3月27日	高齢者施設
10	認知症グループホーム グループホーム実夢静波	牧之原市静波203-1	平成26年3月26日	高齢者施設
11	認知症グループホーム グループホーム相良の家	牧之原市新庄1792-1	平成26年3月27日	高齢者施設
12	認知症グループホーム グループホーム牧之原波津の家	牧之原市波津1324-17	平成26年3月27日	高齢者施設
13	介護老人保健施設 あじさい	牧之原市細江701-4	平成26年8月7日	高齢者施設
14	共同生活援助 ケアホームわかば（わかば）	牧之原市坂部2152-7	平成26年3月27日	障害者施設
15	共同生活援助 ケアホームわかば（もくれん）	牧之原市坂部5623-1	平成26年3月27日	障害者施設
16	共同生活援助 牧之原市こづつみ寮（こづつみ寮）	牧之原市大沢148-4	平成26年3月27日	障害者施設
17	共同生活援助 牧之原市こづつみ寮（第二こづつみ寮）	牧之原市大沢5-15	平成26年3月27日	障害者施設
18	障害者支援施設 やまばと希望寮	牧之原市坂部2151-2	平成26年3月27日	障害者施設

〔参考資料１〕

要配慮者の特徴

この資料は、要配慮者の種別ごとに、それぞれの特徴と配慮事項を記載しているが、あくまで一般的な事項を参考として示したものであり、これらが全て個々の避難行動要支援者に当てはまるものではないので、注意が必要である。

避難支援の際の具体的な留意事項は避難行動要支援者一人一人で異なるので、個別避難計画を作成する際に確認しておくことが重要である。

○ ひとり暮らし高齢者

特 徴	
	・ 体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合がある。
情報伝達の配慮事項	
	・ 迅速かつ直接的な情報伝達が必要。
避難所での留意点	
	・ 高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ・ トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ・ おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。

○ 寝たきり高齢者

特 徴	
	・ 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ・ 自力で行動することができない。
情報伝達の配慮事項	
	・ 本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。
避難誘導時の留意点	
	・ 車イスやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・ 日頃から服用している薬があれば携帯する。
避難所での留意点	
	・ 援助が必要な人に対してホームヘルパー等を派遣する。 ・ 食事制限等疾患や咀嚼困難等による食事形態、特別用途食品の使用等に関する必要な情報を確認することが必要。

○ 認知症の高齢者

特 徴	
	・ 自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ・ 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。
情報伝達の配慮事項	
	・ 家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・ 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。
避難誘導時の留意点	
	・ 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 ・ 災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。 ・ 激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。
避難所での留意点	
	・ 認知症の高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障がいが出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る。 ・ 徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおく。

○ 視覚障がいのある人

特 徴	・ 視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難。 ・ 日常の生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。
情報伝達の配慮事項	・ 音声による情報伝達及び状況説明が必要。
避難誘導時の留意点	・ 日常の生活圏であっても災害時には認知地図が使用不能となる場合がある。 ・ 白杖を持たない方の手で支援者の肘の上を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩く。このとき白杖や腕を掴んだり、後ろから押したりしない。 ・ 段のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのか伝える。 段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。 ・ 盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、さわったりしない。
避難所での留意点	・ できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済ようにする。 ・ 視覚障がいのある人には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。また、携帯ラジオ等を配布する。 ・ ガイドヘルパー等の配置に努める。 ・ 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 ・ 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。

○ 聴覚障がいのある人

特 徴	
	・ 音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない）。 ・ 必ずしも手話ができるわけではない。
情報伝達の配慮事項	
	・ 正面から口を大きく動かして話す。 ・ 文字や絵を組み合わせで情報を伝える。 ・ 盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ・ 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置することに努める。
避難誘導時の留意点	
	・ 手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
避難所での留意点	
	・ 聴覚障がいのある人には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送用テレビ、FAX等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示したり、手話通訳者、要約筆記者の配置に努める。また、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。 ・ 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 ・ 手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。

○ 盲ろうの人

・ 障がい重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。 ・ 必要に応じて介助者、通訳者の配置に努める。 ・ 指点字や手のひらに文字を書く等の手段により状況を伝える。
--

○ 肢体不自由のある人

特 徴	
	・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要。
情報伝達の配慮事項	
	・ 本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。
避難誘導時の留意点	
	・ 自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等が、確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 (車イスを使用する場合) ・ 段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪をあげ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下りるときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。 ・ 緩やかな坂は車イスを前向きにして下りるが、急な坂は車イスを後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。 ・ 階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。
避難所での留意点	
	・ 車イスが通れる通路を確保する。 ・ できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。 ・ 身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。 ・ 車イス等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。

○ 内臓機能・免疫機能に障がいのある人、難病患者

特 徴	・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要。 ・ 医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要。
情報伝達の配慮事項	・ 本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。
避難誘導時の留意点	・ 常時使用している医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、医薬品を携帯する。 ・ 自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・ 必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。
避難所での留意点	・ 特殊な薬剤や、食事制限等疾患に関する必要な情報を確認することが必要。 ・ 医薬品や衛生材料の確保が必要。 ・ 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施。 ・ 避難所では、ケアのできるスペースの確保が必要。

○ 知的発達に障がいのある人

特 徴	
	・ 急激な環境の変化に順応しにくい。 ・ 緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。
情報伝達の配慮事項	
	・ 具体的に、わかりやすく情報を伝える。 ・ 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・ 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。
避難誘導時の留意点	
	・ 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 ・ 必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 ・ 災害の不安から大声や奇声をあげたり異常な行動をしても、叱ったりしない。 救出の際に思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなどが考えられる。 ・ 発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点	
	・ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ・ 周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要。

○ 発達障がいのある人

特 徴	
	・ 知的発達に遅れのある人もいれば、知的発達に遅れない人もいる。 ・ 知的障がいの有無に関わらず、発達障がい自体の障がい特性から、コミュニケーション能力、特に言葉のやり取りが難しいため、自分の気持ちや困りごとを相手に伝えたり、相手の気持ちやその場の雰囲気を理解し他者と協調して行動すること、状況の変化に合わせて臨機応変に行動することが苦手である。 ・ 感覚過敏を持つ人が多い。多くの人が不快感を生じない特定の音や匂い、触感などが大変苦手なことがあり、不適応行動を起こしやすい。 ・ 災害発生等急激な環境の変化には順応しにくく、精神的な動揺が生じやすい。
情報伝達の配慮事項	
	・ 短い言葉で具体的に、ゆっくりとわかりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 ・ 言葉による説明だけでは理解しにくいことも多いので、絵、図、文字等を組み合わせ、視覚的な工夫を併用すると理解を得やすい。 ・ 現状認識が不十分なまま先の見通しがつかないことで不安が増幅されるため、曖昧な表現は避け、「こうすれば大丈夫」ということを伝える。
避難誘導時の留意点	
	・ 短い言葉で具体的に、ゆっくりとわかりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 ・ 全体指示とは別に、個別に小声で傍に寄り添って伝える方法が有効である。 ・ 災害の不安からパニックを生じやすいので、単独行動にならないよう配慮する。誘導する際は、あらかじめ支援者であること告げ、急に腕を引っ張ったり、後ろから肩を叩いたりして驚かせることのないよう注意する。 ・ 大声や奇声をあげたり異常な行動をしても叱らず、冷静に制止する。 ・ 大きなパニックを生じた場合等は、対応に慣れた家族や医師等の指示を受ける。
避難所での留意点	
	・ 災害発生後の急激な環境の変化（対人関係を含む）を理解できずに、精神的な動揺を生じてパニックを生じた場合は、周囲から離れて気持ちが落ち着ける環境の提供が必要である（刺激の少ない空間が用意できるとよい。例えば、避難所内に間仕切りを設置したり、避難所外に個室スペースを用意するなど）。 ・ 現状を認識し先の見通しがつくと気持ちが安定し、スムーズに行動できるので、集団生活のルールや一日の流れを図や表にして貼るなど、視覚的工夫が有効である。 ・ 場合によっては、早期に二次避難場所等への移動を考慮する。 ・ 医療機関との連絡体制の確保が必要。

○ 精神障がいのある人

特 徴	
	・服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。
情報伝達の配慮事項	
	・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。
避難誘導時の留意点	
	・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。 ・必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 ・強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点	
	・医療機関との連絡体制の確保が必要。 ・精神障がいのある人の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、この点に配慮した支援も必要。 ・精神障がいのある人の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要。 ・「神経」とか「精神」という言葉は使用しない。 ・話はじっくり聴く。 ・他人の目を気にしないで服薬できる場所を工夫する。 ・睡眠が十分取れるように配慮する。 ・現実離れした訴えも受け止める。

○ 妊産婦

特 徴	
	・ 行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 ・ 過重な身体への負担を避けることが必要。
情報伝達の配慮事項	
	・ 本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。
避難誘導時の留意点	
	・ 避難誘導を支援してくれる人の確保が必要。
避難所での留意点	
	・ 避難生活で防音や衛生面での思いやりや心配りが必要。 ・ 身体の状態に合わせて休養や保温などの確保が必要。

○ 乳幼児・児童

特 徴	
	・ 危険を判断し、行動する能力がない。 ・ 時間帯によっては保護者がいない児童がいる。
情報伝達の配慮事項	
	・ 家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。
避難誘導時の留意点	
	・ 保護者とともに避難する。
避難所での留意点	
	・ 乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 ・ 夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ・ 乳児に対しては、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保に留意する。 ・ 被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要。 ・ 保護者不在時の一時的な保育が必要。

○ 外国人

特 徴	
	・ 日本語での情報が十分に理解できないため、避難や避難生活に支障をきたすおそれがある。
情報伝達の配慮事項	
	・ わかりやすい日本語や外国語による情報提供や支援者への情報提供が必要。
避難誘導時の留意点	
	・ 外国語の理解できる支援者の確保が必要。
避難所での留意点	
	・ 多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要。 ・ 宗教、風俗、慣習等への配慮が必要。

〔参考資料２〕

要配慮者の非常持出品（例）

区 分	持ち出し品
・寝たきり高齢者 ・認知症の高齢者	・紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート ・幅広いひも（おぶいひも）・常備薬など
・視覚障がいのある人	・手袋・眼鏡・白杖・時計（音声・触知式等）・点字版・常備薬など
・聴覚障がいのある人	・補聴器（専用電池）・メモ用紙、筆記用具（筆談用）・笛 ・警報ブザー・メール機能付き携帯電話 ・文字放送付き携帯ラジオなど
・肢体不自由のある人	・紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート ・おぶいひも・予備の車いす・タオルケット・補装具 ・電動車いす用バッテリーなど
・内臓機能・免疫機能に障がいのある人 ・難病患者	・携帯用トイレ・常備薬・食事セット（治療食） ＜じん臓障害＞ ・透析施設リスト・透析検査データのコピーなど ＜呼吸器障害＞ ・携帯用酸素ボトルなど ＜ぼうこう・直腸障害＞ ・ストマ装具 ・洗腸セット （・水・ウェットティッシュ・ビニール袋・輪ゴム・はさみ）など
・知的発達に障がいのある人	・常備薬・処方箋・本人がこだわりを持っている身の回り品 ・本人が食べられる食料など
・精神障害のある人	・常備薬・処方箋・水など
・乳幼児	・紙おむつ・ウェットティッシュ・粉ミルク・ミネラルウォーターなど
・外国人	・パスポートなど